

# 中小企業投資促進税制 早わかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

## | 中小企業投資促進税制の概要

中小企業投資促進税制は、機械装置等の設備投資を行った際、**取得価額の30%の特別償却**、または**7%の税額控除**のいずれかを選択して適用できる制度です。中小企業・個人事業主の生産性向上を目的としています。

### 対象事業者

- ・資本金額または出資金額が1億円以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合、商店街振興組合 など

### 対象業種と期限

- ・**対象業種**：製造業、建設業、卸売業などのほか、2023年度改正で不動産業や物品賃貸業等も追加されました。
- ・**適用期限**：2026年度末（2027年3月末）までとなっています。

## 中小企業投資促進税制の対象設備・ソフトウェア

### 主な対象設備と要件

設備の種類	取得価額等の要件
機械装置	1台160万円以上
測定・検査工具	1台120万円以上、1台30万円以上かつ合計120万円以上
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

### ソフトウェアの要件と注意点

1つ70万円以上、または事業年度内の合計が70万円以上のERP（クラウド型含む）、経理・給与ソフト等が対象です。

- ・**対象外**：サーバー用OS、データベース管理ソフト、パソコン（電子計算機）、複合機などは対象外です。
- ・**稼働条件**：当該事業年度中に「稼働開始」することが必須条件です。

## 中小企業投資促進税制の優遇措置（選択肢の比較）

自社の資本金規模や財務状況に合わせて、以下のいずれかを選択します。

優遇措置の比較表

項目	特別償却	税額控除
内容	取得価額の30%を上乗せ償却	取得価額の7%を税額控除
メリット	導入年度の税負担を大きく軽減	支払う税金そのものが安くなる
制限	特になし（全対象者）	資本金3,000万円以下のみ
留意点	翌年以降の償却分が減少する	法人税額の20%が控除限度

### 選択の目安

- ・特別償却：設備投資をした年度のキャッシュフローを早期に改善したい場合。
- ・税額控除：期間を通じた全体の納税額を減らす節税効果を重視する場合。

## | 中小企業投資促進税制の申請書類と運用の注意点

### 申請に必要な書類

確定申告書に以下の書類を添付して申請を行います。

- ・**特別償却の場合**：特別償却の付表、適用額明細書
- ・**税額控除の場合**：法人税額の特別控除に関する明細書、適用額明細書 ※個人事業主は青色申告決算書の「割増（特別）償却費」欄に記入します。

### 申請・運用における重要注意点

1. **改正内容の変更に関する注意点**：期限の延長や対象設備の追加・変更が多い税制です。以前は対象だったパソコン等が現在は除外されているなど、自社に不利な変更がないか事前の確認が不可欠です。
2. **稼働時期に関する注意点**：代金の支払いが完了していても、当該事業年度中に「稼働開始」していなければ適用されません。計画的な設備投資とスケジュール管理を心がけましょう。